

受給権者の皆さまへ

日本金属企業年金基金

### 企業年金制度の変更についてのご案内

当基金は本年1月16日開催の代議員会において、企業年金制度を現在の「**確定給付型**」の仕組みから、会社がこれまでより多くの年金資産（皆さまへの企業年金支払のための資金）を積み立て、その後は、年金資産の積立水準が大幅に上昇、又は、大幅に減少したときに、皆さまがお受け取りになる年金額を増減させる「**リスク分担型**」の仕組みに、本年3月31日に移行することを決議し、厚生労働省に認可申請いたしました。

「基金だより」等でご案内のとおり、現在当基金は健全な財政状態で運営しておりますが、加入各社と協議の結果、「**人生百年時代**」、**長期的な企業年金制度の運営**を視野に、現行制度の枠組を基本的に維持できる「**リスク分担型**」の仕組みが、受給者の皆さまと会社の双方にとって、有益であると判断し、昨年1月に創設された新しい仕組みを導入する方針で、加入者代表の方々と協議をして参りました。

「**リスク分担型企業年金**」の概要は、昨年10月末に受給権者の皆さまには直接文書にてご案内し、昨年12月上旬にかけて説明会を開催し委細ご説明いたしましたが、改めて次葉に紹介しておりますのでご確認ください（以下、変更内容を簡潔に記します）。

当基金の年金資産額は、皆さまへの年金支払のために現時点で必要となる額を大幅に超過しており（2018年3月決算の積立比率は139%）、新制度ではさらに14%相当の年金資産を積み増しいたします（合計で積立比率は153%相当となります）。

「**リスク分担型**」の仕組みの採用後も、積立比率が大幅に上昇（減少）しない限り※、皆さまがお受け取りになる年金額はこれまでと同額となります（変わりません）。

※ 積立比率が大幅に上昇したとき（概ね200%以上）には年金額が増加し、積立比率が大幅に減少し100%未満となったときには年金額が減少します。

なお、「**リスク分担型企業年金**」への移行時のみの措置として、終身年金に代えて一時金で受け取ることも可能です（一時金で受け取ると年金は無くなります）。終身年金に代えて一時金で受取ることをご希望の場合は、2019年1月15日までに「一時金選択申出書」を当基金までご提出いただくことをご案内いたしました。一時金のお支払は、5月中旬から末日迄の間を予定しており、支払日は改めてご通知いたします。

また、多くの方より受け取りの手続などについてお問い合わせがありました。①一時金選択申出書をご提出いただいた場合でも、本年3月分までの年金は従来通りお支払します。②今後も終身年金をお受け取りになる方の手続きは不要です。

以上

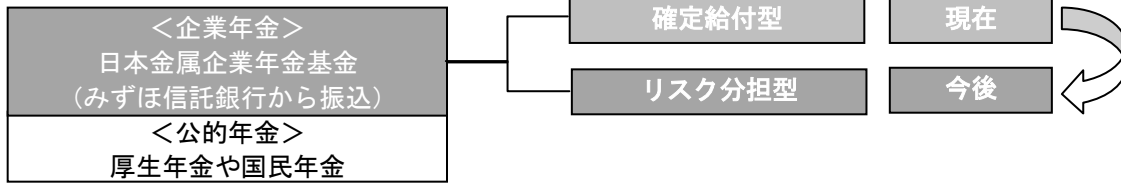
本件に関してのお問い合わせは、下記宛までお願いいたします。

日本金属企業年金基金 電話番号：03-5765-8130

# リスク分担型企業年金とは

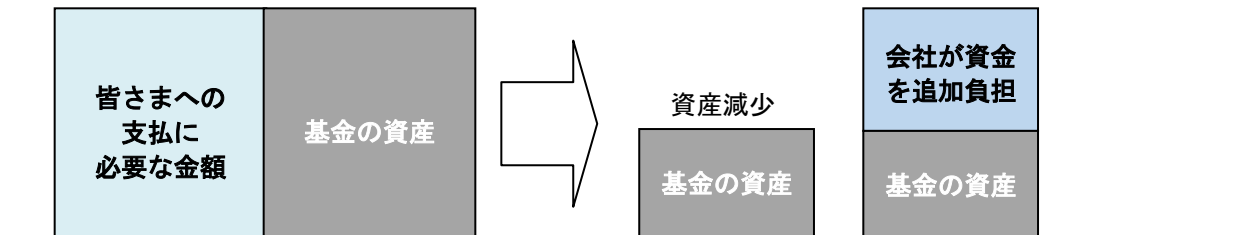
今回のご案内は、国の年金（厚生年金や国民年金）とは関係ございません。

## 1. 企業年金に新しい仕組みを採用



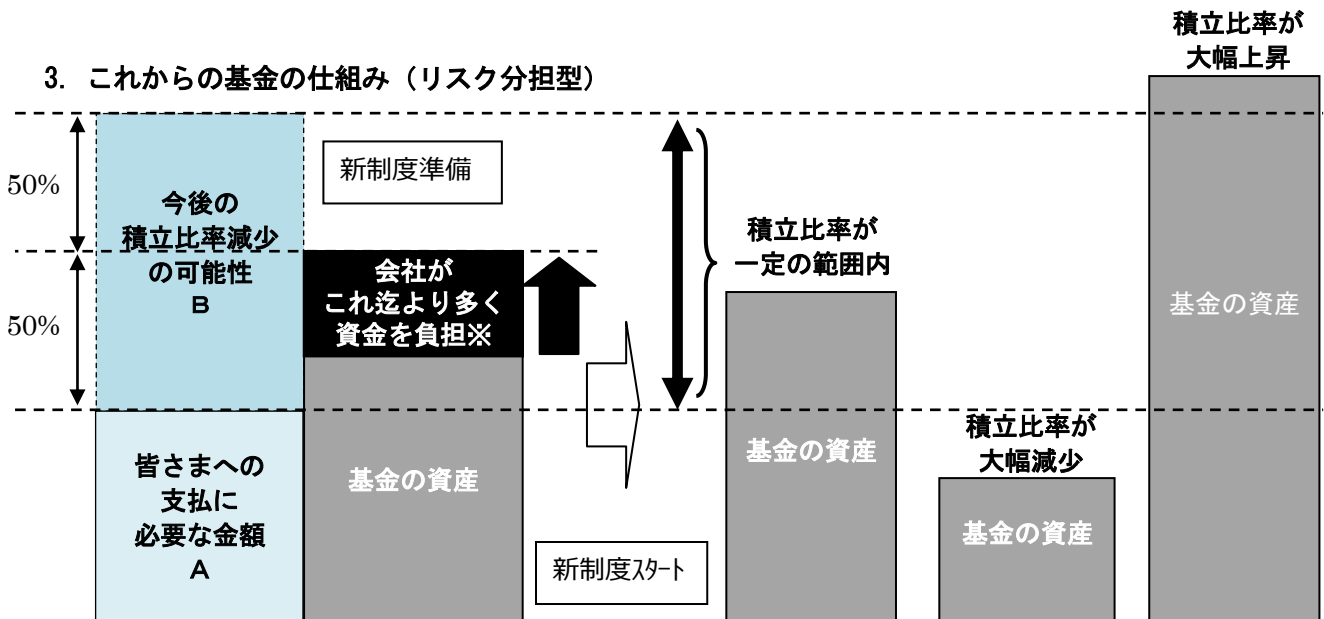
当基金からお受け取り中の<企業年金>に、「リスク分担型」という仕組みを採用します。

## 2. 今までの基金の仕組み（確定給付型）



年金額は変わりません（基金の資産が足りなくなった場合、会社が不足資金を追加負担していました。また、基金の資産に剰余が生じた場合は、内部に留保し、資金不足となったときのために積立てていました。）

## 3. これからの基金の仕組み（リスク分担型）



基金では(1)～(3)の 検証を毎年度行います

(1) 年金額は  
変わらない

(2) 年金額が  
減額となる

(3) 年金額が  
増額となる

- (1) 基金の資産が、「皆さまへの支払に必要な金額・A」以上「皆さまへの支払に必要な金額・A+今後の積立比率減少の可能性・B」以下（積立比率が一定の範囲内）であった場合、年金額は変わりません。
- (2) 基金の資産が、「皆さまへの支払に必要な金額・A」未満となった場合、年金額が減少します。
- (3) 基金の資産が、「皆さまへの支払に必要な金額・A+今後の積立比率減少の可能性・B」を超過した場合、年金額が増加します。

※ 会社が「これ迄より多く資金を負担」とは

基金の資産が、今後の積立比率減少の可能性（様々な事象について、通常の前測を超えて20年に一度程度の確率で発生する損失を算定し、合計した額）の50%水準まで、追加で資金を積み立てるといことです。